

任期付職員(商標審査官補)の服務・給与等について

任期付職員(商標審査官補)に採用されると、原則、一般の職員と同様に国家公務員法が適用され、給与等についても一般職の職員と同様の法律が適用されます。

1 服 務

職務に専念する義務、政治的行為の制限及び私企業からの隔離など国家公務員法第96条から第106条及び国家公務員倫理法の規定が適用されます(日本弁理士政治連盟に入会している方は、脱会していただくことになります。)。

◆ 国家公務員法 ◆

第96条(服務の基準)、第97条(服務の宣誓)、第98条(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)、第99条(信用失墜行為の禁止)、第100条(秘密を守る義務)、第101条(職務に専念する義務)、第102条(政治的行為の制限)、第103条(私企業からの隔離)、第104条(他の事業又は事務の関与制限)、第105条(職員の職務の範囲)、第106条(勤務条件)

2 給 与 等

(1) 給与

「一般職の職員の給与に関する法律」の規定に基づき、職務経験等を勘案して決定されます。(別紙参照。)

(2) 手当等

- ・ 扶養手当 ……扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円など
- ・ 地域手当 ……本俸、俸給の調整額及び扶養手当の合計額の20%
- ・ 本府省業務調整手当 ……本府省の業務に従事する者に支給
- ・ 住居手当 ……借家に住んでいる者等に、月額最高28,000円
- ・ 通勤手当 ……交通機関を利用している者等に、1箇月当たり最高55,000円
(6箇月単位で一括支給)
- ・ 期末手当、勤勉手当 ……1年間に俸給などの約4.5月分
- ・ その他、超過勤務手当など
- ・ 退職手当 ……国家公務員退職手当法に基づき支給

3 休 暇 等

年次休暇(年20日(初年は15日)。残日数は20日を限度として翌年に繰り越し。)、病欠休暇、特別休暇(夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等)、介護休暇などがあります。

4 共済組合

共済組合は、組合員及びその家族の相互救済を目的とした社会保障制度です。

病気・負傷・出産などに対する「短期給付事業」、退職・障害または死亡に対する「長期給付事業」及び組合員の健康管理・福利厚生・診療所の運営、または貯金・貸付等を行う「福祉事業」の三つの主な事業を行っています。

特許庁の職員として採用されると、自動的に経済産業省共済組合の組合員となります。

任期付職員の給与について

採用時の給与（本俸）については、大学卒業後の職務経験等を勘案して決定されます。

例えば、大学卒業後、すぐに弁理士事務所や企業に１０年間在職し、法務に関する事務に従事していた場合、この期間の１０年間の経験年数（※）が初任給決定時に考慮され、本俸が決定されます。

なお、以下の給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後の人事院勧告等の内容によっては変更になる可能性があります。また、実際の給与等は、職務経験や勤務成績等により決まりますので、必ずしもモデルケースと同じになるとは限りませんのでご注意ください。

（※） 経験年数は、勤務内容、勤務条件により、実際の勤務年数より短くなる場合があります。知的財産業務等に従事していれば、勤務年数に80/100～100/100を乗じた年数が経験年数になります。（※提出いただく学歴、職歴、業績等を証明する資料に基づき決定します。）また、大学卒業後の職務に従事していない期間についても、一定の率を乗じた年数を経験年数とします。

状況に応じて、各種諸手当が支給されます。

モデルケース 1

※ 任期 1 年目の給与等のモデルケースです。給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後、人事院勧告等の内容によって変更になる可能性があります。なお、下記モデルケースは給与等の一つの例であり、実際の給与等は職務経験や勤務成績等により決定されることになります。

■ 経験年数（初任給決定上の経験年数）

5 年

■ 給与支給額

a 本俸	226,700円
b 俸給の調整額	8,500円
c 地域手当	47,040円
d 本府省業務調整手当	8,800円
計	291,040円

※この他に、法律等の規定に基づき、通勤手当等の諸手当が支給されます。

■ 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

＜6 月期＞ ※年途中の採用のため、1 年目は支給率が低くなります（4 月 1 日付採用の場合、期末30/100、勤勉30/100を乗じた額となります。）。

期末手当	103,723円	$\{(a+b+c) \times 1.225\text{月}\} \times 0.3$
勤勉手当	86,788円	$\{(a+b+c) \times 1.025\text{月(注1)}\} \times 0.3$
計	190,511円	

＜12 月期＞

期末手当	345,744円	$(a+b+c) \times 1.225\text{月}$
勤勉手当	289,296円	$(a+b+c) \times 1.025\text{月}$
計	635,040円	

■ 共済組合掛金（健康保険・年金保険に相当。）、介護掛金

掛金は、「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」を基準にして算定されます。この「標準報酬月額」は毎月支給される給与（上記の給与支給額）を基礎として決定されます。また「標準期末手当等の額」は、期末手当、勤勉手当の額に基づき決定されます。なお、掛金は、給与支給額、期末手当、勤勉手当の額により変わります。

■ 所得税、住民税

別途、控除されます。

（注1） 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されます。（標準：1.025月）

モデルケース2

※ 任期1年目の給与等のモデルケースです。給与試算、各種手当等は現行制度に基づくものです。今後、人事院勧告等の内容によって変更になる可能性があります。なお、下記モデルケースは給与等の一つの例であり、実際の給与等は職務経験や勤務成績等により決定されることになります。

■ 経験年数（初任給決定上の経験年数）

10年

■ 給与支給額

a	本俸	252,000円
b	俸給の調整額	8,500円
c	地域手当	52,100円
d	本府省業務調整手当	8,800円
計		321,400円

※この他に、法律等の規定に基づき、通勤手当等の諸手当が支給されます。

■ 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）

＜6月期＞ ※年途中の採用のため、1年目は支給率が低くなります（4月1日付採用の場合、期末30/100、勤勉30/100を乗じた額となります。）。

期末手当	114,880円	$\{(a+b+c) \times 1.225\text{月}\} \times 0.3$
勤勉手当	961,24円	$\{(a+b+c) \times 1.025\text{月(注1)}\} \times 0.3$
計	211,004円	

＜12月期＞

期末手当	382,935円	$(a+b+c) \times 1.225\text{月}$
勤勉手当	320,415円	$(a+b+c) \times 1.025\text{月}$
計	703,350円	

■ 共済組合掛金（健康保険・年金保険に相当。）、介護掛金

掛金は、「標準報酬月額」及び「標準期末手当等の額」を基準にして算定されます。この「標準報酬月額」は毎月支給される給与（上記の給与支給額）を基礎として決定されます。また「標準期末手当等の額」は、期末手当、勤勉手当の額に基づき決定されます。なお、掛金は、給与支給額、期末手当、勤勉手当の額により変わります。

■ 所得税、住民税

別途、控除されます。

（注2） 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給されます。（標準：1.025月）